



大北森林組合等補助金不適正受給に関して、国へ国庫補助金の返還等を行いました。

大北森林組合等の補助金不適正受給に関し、平成 28 年 9 月 9 日付けで国から発出された補助金返還命令等に基づき、次のとおり国庫返還等を行いました。

併せて、国との間での案件の精査の結果、返還請求すべき金額が確定した案件について、大北森林組合等への交付決定を取り消し、返還請求を行いました。

1 国庫補助金の返還等

平成 28 年 9 月 9 日付けで補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定により国から発出された補助金返還命令等に基づき、本日、国庫補助金 782,955,275 円及び加算金 353,045,434 円（注1）について国庫返還等を行いました。

国庫補助金の返還等の概要は以下のとおりです。

区 分		件 数	金 額
造 林	北安曇地方事務所管内	548 件	709,279,000 円
	佐久地方事務所管内	16 件	6,622,200 円
	松本地方事務所管内	6 件	11,160,500 円
	指導監督費	—	8,216,735 円
	小 計	570 件	735,278,435 円
路 網	北安曇地方事務所管内	4 件	28,776,000 円
集約化 （注2）	北安曇地方事務所管内	12 件	18,900,840 円
合 計		586 件	782,955,275 円
加 算 金（注1）		—	353,045,434 円
総 計		—	1,136,000,709 円

（注1）加算金の金額には、国の経理処置の都合上、後日納付予定の加算金 578,505 円を含みます。

（注2）集約化関係補助金については、国費で造成した基金へ積立を行いました。

2 国庫補助金返還等の考え方

（1）造林関係補助事業

① 北安曇地方事務所管内（大北森林組合等関係）

別紙1,2のとおり、大北森林組合等が平成 21 年度（一部）から平成 25 年度にかけて実施した 548 件（国費 709,279,000 円）について国庫返還を行いました。

国との間での案件の精査の結果、県から大北森林組合への返還請求すべき金額が確定した 10 件（うち 3 件は一部の交付決定取消・返還請求を実施済）、金 6,291,200 円（うち国費 4,584,000 円）について、本日、大北森林組合に対する補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めました。（詳細は別紙3のとおり。）

② 佐久地方事務所・松本地方事務所管内（佐久森林組合・松本広域森林組合関係）

別紙4のとおり、佐久森林組合が平成 22,23 年度に実施した 16 件（国費 6,622,200 円）及び松本広域森林組合が平成 25 年度に実施した 6 件（国費 11,160,500 円）について国庫返還を行いました。

国との間での案件の精査の結果、県から両森林組合へ返還請求すべき金額が確定したことを踏まえ、本日、佐久森林組合に対する16件、金11,645,000円及び松本広域森林組合6件、金18,602,100円の補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めました。(金額は、国費・県費の合計)

③ 指導監督費の返還

平成21年度から平成25年度に県が行う指導に必要な人件費・事務費の補助として受領した指導監督費のうち県の行った指導監督に不備のあった事業費に相当する金額8,216,735円を国庫へ返還しました。

(2) 路網関係補助事業(大北森林組合関係)

別紙4のとおり、大北森林組合が平成22,23,26年度に実施した林業再生総合対策事業4件(国費28,776,000円)について国庫へ納付しました。

これらの案件については、全て大北森林組合に対する交付決定を取り消し、返還請求済みです。

(3) 集約化関係補助事業(大北森林組合、(企)山仕事創造舎関係)

別紙5のとおり、大北森林組合及び(企)山仕事創造舎が平成23年度から平成25年度に実施した森林整備地域活動支援事業12件(国費18,900,840円)について国費で造成した基金へ積み立てました。

大北森林組合の案件については、市町村を通じた間接補助のため、関係市町村と連携し、大北森林組合に対する返還請求を実施します。(企)山仕事創造舎の案件については、関係市町村を通じて、県に納付済みです。

(4) 加算金

上記(1)～(3)の国庫返還金等のうち、県の指導監督の不備により、補助金適正化法第17条第1項により交付決定が取り消されたものについて、同法第19条第1項の規定に基づき、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算された加算金352,466,929円を納付しました。また、国の経理処置の都合上、578,505円は後日納付予定です。

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

北安曇地方事務所林務課
(課長) 高橋 明彦
(課長補佐) 松村 正 (担当) 吉川 達也
TEL 0261-23-6519 (直通)
0261-22-5111 (代表) 内線2213、2226
FAX 0261-23-6565
E-mail hokuan-rimmu@pref.nagano.lg.jp

佐久地方事務所林務課
(課長) 比田井 章 (担当) 中山 智明
TEL 0267-63-3152 (直通)
0267-63-3111 (代表) 内線343
FAX 0267-63-3195
E-mail sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

松本地方事務所林務課
(課長) 丸山 勝規 (担当) 三沢 晃彦
TEL 0263-40-1927 (直通)
0263-47-7800 (代表) 内線2345
FAX 0263-48-2490
E-mail matsuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

森林政策課
(課長) 小山 聡 (担当) 長谷川 健一
TEL 026-235-7261 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線3211、3219
FAX 026-234-0330
E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

造林関係補助事業の国庫補助返還額の内訳(大北森林組合関係)

【平成19～25年度】

(単位:千円)

区分	年度別申請件数 及び補助金額		不適正												適正		備考		
			未施工		要件不適合		重複申請		一部未施工		適用単価不適合		合計						
			件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫補助額			
造林事業	森林 作業道	H19	21件	16,451	(12件)	(8,170)						(4件)	(1,108)	(16件)	(9,278)	5件	2,709		
		H20	68件	102,600	(64件)	(72,201)						(3件)	(1,952)	(67件)	(74,152)	1件	602		
		H21	31件	61,409															
					31件	44,742									31件	44,742			
		H22	77件	87,781	63件	46,945	1件	179				10件	16,008	74件	63,131	3件	803		
		H23	92件	140,957	75件	80,557						8件	18,149	83件	98,707	9件	3,993		
		H24	61件	75,873	49件	50,609	6件	2,324				6件	1,244	61件	54,177				
		H25	61件	65,206	42件	39,916	12件	3,824				3件	1,427	57件	45,168	4件	1,361		
		時効成立	—	—	(76件)	(80,371)						(7件)	(3,060)	(83件)	(83,430)	—	—		
	時効未成立	—	—	260件	262,769	19件	6,326				27件	36,829	306件	305,925	—	—			
	計	411件	550,277	336件	343,139	19件	6,326				34件	39,889	389件	389,354	22件	9,468			
	間伐等	H19	258件	102,895			(13件)	(20,272)						(13件)	(20,272)	245件	54,838		
		H20	253件	51,525			(19件)	(5,986)						(19件)	(5,986)	234件	30,611		
		H21	371件	213,597	(6件)	(21,470)	(37件)	(23,975)						(43件)	(45,445)	298件	61,121		
					1件	29,046	29件	26,600					30件	55,646					
		H22	351件	255,710	16件	44,642	55件	77,156	3件	247	1件	89		75件	122,134	276件	57,168		
		H23	188件	153,819	15件	31,978	10件	13,137	2件	509	1件	250		28件	45,874	160件	54,243		
		H24	156件	168,002	38件	44,027	27件	34,608						65件	78,635	91件	29,531		
		H25	120件	139,139	17件	56,402	7件	8,936			1件	2,591		25件	67,929	95件	25,866		
時効成立		—	—	(6件)	(21,470)	(69件)	(50,233)						(75件)	(71,703)	—	—			
時効未成立	—	—	87件	206,095	128件	160,437	5件	756	3件	2,930		223件	370,217	—	—				
計	1,697件	1,084,688	93件	227,565	197件	210,669	5件	756	3件	2,930		298件	441,921	1,399件	313,376				
合計	時効成立	—	—	(82件)	(101,841)	(69件)	(50,233)					(7件)	(3,060)	(158件)	(155,133)	—	—		
	時効未成立	—	—	347件	468,864	147件	166,763	5件	756	3件	2,930	27件	36,829	529件	676,142	—	—		
	総計	2,108件	1,634,965	429件	570,412	216件	216,995	5件	756	3件	2,930	34件	39,889	687件	831,275	1,421件	322,845		

※ 本表は、国庫補助事業の集計である

※ () 書きは、時効成立により、国庫返還を行わない案件

造林関係補助事業の国庫補助返還額の内訳(北安曇管内の大北森林組合以外)

【平成19～25年度】

(単位:千円)

区分	年度別申請件数 及び補助金額			不適正												適正		備考
				未施工		要件不適合		重複申請		一部未施工		適用単価不適合		合計				
	年度	件数	補助金額	件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫返還額	件数	国庫補助額	
造林事業	森林作業道	H19	17件	2,899												17件	2,113	
		H20	23件	14,859	(2件)	(512)								(2件)	(512)	21件	10,314	
		H21	33件	32,087												33件	32,087	
		H22	23件	15,277	2件	561								2件	561	21件	10,574	
		H23	40件	14,672			3件	703						3件	703	37件	9,988	
		H24	25件	10,859												25件	7,913	
		H25	18件	5,707												18件	4,158	
		時効成立	—	—	(2件)	(512)								(2件)	(512)	—	—	
	時効未成立	—	—	2件	561	3件	703						5件	1,264	—	—		
	計	179件	96,360	4件	1,073	3件	703						7件	1,776	172件	77,146		
	間伐等	H19	152件	73,253												152件	51,439	
		H20	146件	155,857			(8件)	(16,718)						(8件)	(16,718)	138件	88,156	
		H21	307件	360,065	(1件)	(2,745)	(6件)	(11,864)						(7件)	(14,609)	295件	219,559	
		H22	238件	227,328			3件	16,488		2件	1,157			5件	17,645	233件	144,067	
		H23	119件	218,209			3件	2,805	1件	3,137	1件	1,475		5件	7,417	115件	135,578	
H24		60件	45,335			4件	6,812						4件	6,812	60件	32,515		
H25		44件	67,438												44件	43,704		
時効成立		—	—	(1件)	(2,745)	(14件)	(28,581)						(15件)	(31,326)	—	—		
時効未成立	—	—			10件	26,105	1件	3,137	3件	2,632		14件	31,873	—	—			
計	1,066件	1,147,485	1件	2,745	24件	54,686	1件	3,137	3件	2,632		29件	63,200	1,037件	715,018			
合計	時効成立	—	—	(3件)	(3,257)	(14件)	(28,581)					(17件)	(31,838)	—	—			
	時効未成立	—	—	2件	561	13件	26,808	1件	3,137	3件	2,632		19件	33,137	—	—		
	総計	1,245件	1,243,845	5件	3,818	27件	55,389	1件	3,137	3件	2,632		36件	64,976	1,209件	792,164		

※ 本表は、国庫補助事業の集計である

※ () 書きは、時効成立により、国庫返還を行わない案件

大北森林組合に対する補助金交付決定の取消及び返還請求の概要

造林関係補助事業について、平成 23 年度から 25 年度までに行った補助金交付決定の一部を取り消し、次表のとおり 10 件、金 6,291,200 円の補助金の返還を請求しました。

区 分		補助金交付額	既に返還を求めた額 (A)	今回返還を求めた額	返還請求する理由	
森林作業道	一部未施工と判定していた箇所	件 数	3 件	3 件	3 件 (A と重複)	森林作業道の一部開設は行われていたものの、交付申請時に完了していたことが客観的に確認できなかったため
		補助金額	2,310,800 円	1,355,300 円	955,500 円	
	適正と判定していた箇所	件 数	7 件	0 件	7 件	森林作業道整備は間伐等の森林整備と一体で実施することが条件となっており、森林作業道整備が適正であっても一体として実施する間伐等が不適正である場合には返還対象となることが確定したため
		補助金額	5,335,700 円	0 円	5,335,700 円	
	計	件 数	10 件	3 件	10 件	
		補助金額	7,646,500 円	1,355,300 円	6,291,200 円	

※ 一部未施工と判定していた箇所の 3 件については、既に一部返還を求めているため、件数は重複する。

造林関係補助事業（佐久・松本）、路網関係補助事業の不適正案件の概要

1 造林関係補助事業

佐久森林組合及び松本広域森林組合が実施した次表の案件について、国庫への納付を行いました。これらの案件については、全て両組合に対する交付決定を取り消し、補助金の返還を請求しました。

区 分		検証委員会が不適正 とした案件 (A)	国庫への返還を 行った案件 (B)	備 考
佐 久 森林組合 (H22, 23)	件 数	16 件	16 件	(A)と(B)の差 6,027,000 円 16 件中 12 件について一部未施工地の返還を行った。 他の 4 件は交付申請時の実績が確認できず全額返還を行った。
	国費相当額 (県費込金額)	12,649,200 円 (22,197,200 円)	6,622,200 円 (11,645,000 円)	
松本広域 森林組合 (H25)	件 数	6 件	6 件	(A)と(B)の差 5,988,300 円 6 件中 3 件について、一部未施工地の返還を行った。 他の 3 件は交付申請時の実績が確認できず全額返還を行った。
	国費相当額 (県費込金額)	17,148,800 円 (28,582,200 円)	11,160,500 円 (18,602,100 円)	

2 路網関係補助事業

大北森林組合が実施した次表の案件について、国庫への納付を行いました。これらの案件については、全て平成 27 年 3 月 30 日及び平成 27 年 12 月 22 日に組合に対する交付決定を取り消し、補助金の返還を請求済です。

区 分		検証委員会が不適正 とした案件等 (A)	国庫への返還を 行った案件 (B)	備 考
大 北 森林組合 (H22, 23, 26)	件 数	5 件	4 件	(A)と(B)の差 82,906,000 円 5 件中 1 件(国費 79,182,000 円)については時効のため、国庫への納付を行わない。 5 件中 1 件については、全線が、1 件については一部が町道と重複しており、重複部分の返還を行った。 他の 2 件は架空の支出証拠書類の提出等不適正があったため全額返還を行った。
	国費相当額	111,682,000 円 (全額国費)	28,776,000 円 (全額国費)	

注：(A)には、事案発覚後、平成 27 年 3 月 30 日に交付決定を取り消し、返還請求を行ったため、検証委員会報告の対象となっていない案件 2 件(国費 8,395,000 円)を含んでいる。

集約化関係補助事業の不適正案件の概要

- 1 平成28年6月補正に国費で造成した基金へ積み立てる予算を計上した案件
大北森林組合等が実施した案件について、次表のとおり国費で造成した基金へ積立を行いました。大北森林組合の案件については、市町村を通じた間接補助のため、関係市町村と連携し、返還請求を実施します。(企)山仕事創造舎の案件については、該当市町村を通じて、県へ納付済です。

区 分		検証委員会が不適正とした案件 (A)	国費で造成した基金へ積立を行った案件 (B)	備 考
大 北 森林組合 (H23~25)	件 数	11 件 (22 箇所)	11 件 (22 箇所)	(A)と(B)の差 1,064,000 円 22 箇所中 1 箇所について事業実施後の条件である間伐等の一部未実施地について積立を行った。 他の 21 箇所は事業実施後の条件である間伐等の実施が確認できず全額積立を行った。
	国費相当額 (県・市町村 費込金額)	19,289,840 円 (38,579,680 円)	18,225,840 円 (36,451,680 円)	
企 業 組 合 山仕事創造舎 (H25)	件 数	1 件 (2 箇所)	1 件 (2 箇所)	4 月 25 日に該当市町村から県に納付されており、8 月 5 日に基金へ積立済み。
	国費相当額 (県・市町村 費込金額)	675,000 円 (1,350,000 円)	675,000 円 (1,350,000 円)	
佐 久 森林組合 (H16~21)	件 数	6 件 (6 箇所)	—	(A)と(B)の差 1,217,025 円 H16~H21 については時効のため、基金への積立を行わない。 (1,217,025 円)
	国費相当額 (県・市町村 費込金額)	1,217,025 円 (2,434,050 円)	— (—)	

注：件数については、年度毎に市町村に対し行った交付決定を集計しており、箇所数については、森林組合等が行った事業実施箇所を集計している。

(参考)

- 2 平成28年2月補正予算に計上し、国費で造成した基金へ積立済の案件
次表の案件については、該当市町村を通じて、県に納付済であり、平成28年2月補正予算に所要額を計上し、国費で造成した基金へ積立済です。

区 分		検証委員会が不適正とした案件 (A)	国費で造成した基金へ積立済の案件 (B)	備 考
佐 久 森林組合 (H22~25)	件 数	4 件 (6 箇所)	4 件 (6 箇所)	(A)と(B)の差 66,450 円 6 箇所中 1 箇所について事業実施後の条件である間伐等の一部未実施地の積立を行った。 (66,450 円)
	国費相当額 (県・市町村 費込金額)	2,147,530 円 (4,295,060 円)	2,081,080 円 (4,162,160 円)	
大 北 森林組合 (H25)	件 数	2 件 (4 箇所)	2 件 (4 箇所)	
	国費相当額 (県・市町村 費込金額)	2,470,000 円 (4,940,000 円)	2,470,000 円 (4,940,000 円)	

注：件数については、年度毎に市町村に対し行った交付決定を集計しており、箇所数については、森林組合等が行った事業実施箇所を集計している。このため、大北森林組合の件数については、「1国費で造成した基金へ積み立てる案件」と一部重複している。